

河津町地域課題解決連携事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少子高齢化に伴う人口減少等により地域経済が低迷するなか、ワーケーション等事業を通じて、企業及び都市住民の意見等を参考に、地域を盛り上げ、関係人口の創出等の地域課題解決に寄与すると町長が認める地域活性化事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域経済の回復及び地域活性化の推進に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内で地域経済の回復及び地域活性化の推進等、地域課題解決に資する事業を実施する企業や団体又は個人で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 河津町産業経済活性化連絡協議会加盟団体の推薦する団体等
- (2) その他町長が特に認める団体等

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業とし、その他町長が適当と認めるものを含む

- (1) 当該年度内において実施するもの
- (2) 次に掲げる河津町の課題解決に資するいずれかに該当するもの
 - ア 広報・宣伝に関する情報発信対策
 - イ 移住支援・人口減少対策
 - ウ 公共交通をサポートする交通対策
 - エ 防災・減災対策

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から消費税及び地方消費税を除いた額とし、30万円を限度とする。

(補助金の交付手続)

第6条 補助金の交付申請及び実績報告その他の手続は、河津町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和34年河津町規則第1号）の定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年5月1日から適用する。

別表（第4条関係）

費目	内容
報償費	講師等への謝金、謝礼

旅費	交通費又は宿泊費の実費相当分
消耗品費	用紙、材料代等
燃料費	ガソリン代等
印刷製本費	パンフレット等印刷代
通信運搬費	切手、はがき、郵送代、宅配便代
保険料	行事保険、損害保険等
手数料	振込手数料等
使用料	会場使用料、音響等使用料、その他レンタル機器使用料
その他	町長が特に必要と認めたもの